

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 24 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ巖原店
長崎県対馬市巖原町小浦字在長田 34 番 1 ほか
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木 1148 番地の 1
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗の所在地
- (4) 変更の年月日
令和 8 年 2 月 6 日

2 届出年月日

令和 8 年 2 月 6 日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から 4 月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁 1 階県政資料閲覧エリア内）及び対馬市観光推進部観光交流商工課

4 その他

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。